雇均発 0624 第２号
令和８年６月 24 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
（公　印　省　略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る
基準における「平均値」について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条に規定する一般事業主の認定及び第 12 条に規定する認定一般事業主の認定については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。以下「省令」という。）第８条及び第９条の３にその認定の基準等を規定しているが、これらの規定において定める「平均値」について、下記のとおり定め、令和８年７月１日以降に受理した認定申請から適用することとするので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和７年６月９日付雇均発 0609 第３号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」は、令和８年６月 30 日をもって廃止する。

記

１　省令第８条第１項第１号イ(1)(ⅱ)(イ)に定める「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」については、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）の産業別の雇用管理区分ごとの女性労働者の割合の直近３年の平均値に基づき、別表１のとおり定めることとする。

２　省令第８条第１項第１号イ(1)(ⅱ)(ロ)に定める「産業ごとの通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」については、「雇用均等基本調査」（厚生労働省）の産業別の雇用管理区分ごとの女性労働者割合の直近３年の平均値に基づき、別表２のとおり定めることとする。

３　省令第８条第１項第１号イ(2)(ⅱ)に定める「産業ごとの女性の通常の労働者の平均継続勤務年数の平均値」については、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の産業別の女性労働者の勤続年数の直近３年の平均値に基づき別表３のとおり定めることとする。

４　省令第８条第１項第１号イ(4)（ⅰ)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」については、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の産業別の課長級以上に占める女性労働者の割合の直近３年の平均値に基づき別表４のとおり定めることとする。

５　産業分類は、１、２については日本標準産業分類に掲げる大分類により定めたものであること。また、３、４については日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、別表の別紙の中分類）により定めたものであること。このうち、農業、林業及び漁業については、対象となる統計の数値がないことから、「産業計」の平均値を用いることとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第８条第１項第１号イ(1)(ⅱ)(イ)に定める「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」

＊適用期間：令和８年７月１日～令和９年６月 30 日　　（別表１）

産業分類	産業平均値
産業計	２７．３％
鉱業、採石業、砂利採取業	１４．５％
建設業	１５．１％
製造業	２１．６％
電気・ガス・熱供給・水道業	１２．３％
情報通信業	２８．０％
運輸業、郵便業	１３．１％
卸売業、小売業	３３．６％
金融業、保険業	４３．６％
不動産業、物品賃貸業	３３．３％
学術研究、専門・技術サービス業	２８．４％
宿泊業、飲食サービス業	４０．３％
生活関連サービス業、娯楽業	４８．４％
教育、学習支援業	３８．９％
医療、福祉	６８．５％
複合サービス事業	２４．７％
サービス業（他に分類されないもの）	２６．２％

※　上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※　本表の数値は「雇用均等基本調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第８条第１項第１号イ(1)(ⅱ)(ロ)に定める「産業ごとの通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」

＊適用期間：令和８年７月１日～令和９年６月 30 日　　（別表２）

産業分類	産業平均値
産業計	２１．５％
鉱業、採石業、砂利採取業	８．７％
建設業	１１．０％
製造業	１６．０％
電気・ガス・熱供給・水道業	１２．０％
情報通信業	２６．３％
運輸業、郵便業	１４．５％
卸売業、小売業	２４．３％
金融業、保険業	２３．１％
不動産業、物品賃貸業	２３．９％
学術研究、専門・技術サービス業	２５．９％
宿泊業、飲食サービス業	３０．１％
生活関連サービス業、娯楽業	４１．４％
教育、学習支援業	３５．２％
医療、福祉	６１．５％
複合サービス事業	３７．６％
サービス業（他に分類されないもの）	２４．０％

※　上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※　本表の数値は「雇用均等基本調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第８条第１項第１号イ(2)(ⅱ)に定める「産業ごとの女性の通常の労働者の平均継続勤続年数の平均値」

＊適用期間：令和８年７月１日～令和９年６月 30 日　　（別表３）

産業分類	産業平均値
産業計	１０．１年
鉱業、採石業、砂利採取業	１２．２年
建設業	１０．８年
製造業	別紙１による
電気・ガス・熱供給・水道業	１５．１年
情報通信業	９．３年
運輸業、郵便業	１０．５年
卸売業、小売業	１０．８年
金融業、保険業	１２．７年
不動産業、物品賃貸業	８．９年
学術研究,専門・技術サービス業	９．４年
宿泊業、飲食サービス業	８．５年
生活関連サービス業、娯楽業	９．３年
教育、学習支援業	１０．４年
医療、福祉	９．４年
複合サービス事業	１３．８年
サービス業（他に分類されないもの）	７．３年

※　上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※　本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

（別紙１）

産業分類	平均値
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業	１０．５年
繊維工業	１３．８年
木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業	１２．２年
パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業	１２．２年
化学工業	１２．８年
石油製品・石炭製品製造業	１２．７年
プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業	１２．５年
鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業	１２．６年
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	１３．２年
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	１５．５年
輸送用機械器具製造業	１２．７年
その他の製造業	１１．７年

※　本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第８条第１項第１号イ(4)（ｉ）に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」

＊適用期間：令和８年７月１日～令和９年６月 30 日　　（別表４）

産業分類	産業平均値
産業計	１３．２％
鉱業、採石業、砂利採取業	３．７％
建設業	４．８％
製造業	別紙２による
電気・ガス・熱供給・水道業	５．１％
情報通信業	１４．２％
運輸業、郵便業	７．６％
卸売業、小売業	９．６％
金融業、保険業	１６．０％
不動産業、物品賃貸業	１１．４％
学術研究、専門・技術サービス業	９．５％
宿泊業、飲食サービス業	１４．４％
生活関連サービス業、娯楽業	１５．７％
教育、学習支援業	２５．３％
医療、福祉	４４．７％
複合サービス事業	１１．０％
サービス業（他に分類されないもの）	１４．６％

※　上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

※　本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。

（別紙２）

産業分類	平均値
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業	８．２％
繊維工業	１０．０％
木材・木製品製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業	６．８％
パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業	６．３％
化学工業	１２．６％
石油製品・石炭製品製造業	３．１％
プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業	４．２％
鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業	３．３％
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	３．８％
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	５．０％
輸送用機械器具製造業	３．１％
その他の製造業	７．５％

※　本表の数値は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報を雇用機会均等課において独自集計したものである。